第3回東京都北区子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会次第

日時:平成26年6月20日(金)

午後6時30分~

会場:北とぴあ7階第一研修室

1 開会

2 議事

- (1)教育・保育の「量の見込み」「確保方策」ワークシートについて
- (2)区立幼稚園の今後の方向性
- (3) その他

3 閉会

【配布資料】※資料1~7は事前送付済みです。

資料 1	教育・保育施設の「量の見込み」「確保方策」ワークシート
資料 2	「区立幼稚園の今後の方向性について」レジュメ
資料 3	東京都北区立幼稚園新入園児募集案内
資料 4	幼稚園審議会答申(第7次)
資料 5	きらきらの年生応援プロジェクト事業に関わる動向
資料 6	「きらきら0年生応援プロジェクト」設置の背景と5年間の主な事業
資料 7	二十三区の状況(区立幼稚園等)
資料8	幼保連携型認定こども園教育・保育要領

※この他に、「子どもたちの育つ姿」を席上配布。

所

教育・保育施設の「量の見込み」「確保方策」ワークシート(6/20 現在)

1 事業名

② 新制度概要

- ・市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に 定めるところにより、保育を必要とする子どもに対し、 保育所において保育をしなければならない。
- ・市町村は、認定こども園、家庭的保育事業等により、 保育を必要とする子どもに対し、必要な保育を確保す るための措置を講じなければならない。
- ・教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、「小 規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内 保育」の保育事業を市町村による認可事業とした上で、 地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中か ら利用者が選択できる仕組みとなる。

③ 区の事業の概要(現行)

【事業目的】

就労や病気などのため、家庭で子どもの保育ができ ないときに、保護者に代わって子どもを保育園等施 設で保育する。

【対象者】

就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、親族の介 護・看護、求職活動など、子どもを保育できない事 情がある保護者。

【事業内容】

保育園の開園日 : 月~土

保育園の開園時間: 7:15~18:15

このあと延長保育(1時間~3時間)あり 通常保育のほか、緊急保育、一時保育、休日保育、 病後児保育なども行っている。

【保育施設数】

認可保育所 区立保育園 42 園

私立保育園 22 園

認証保育所 8 園

定期利用保育施設 2 園

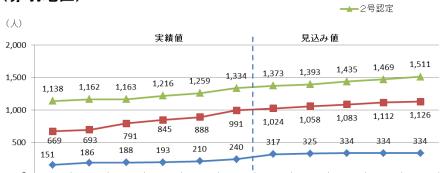
小規模保育所 1園

家庭福祉員 8所

4 事業量の実績と見込み

<保育園(所) 延人数> (赤羽地区)

H21 H22 H23 H24



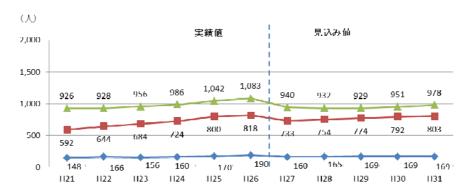
H28

H25

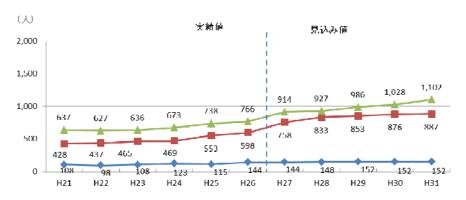
→ ○歳児(3号認定)

---1、2歳児(3号認定)

(王子地区)



(滝野川地区)



<実績>

保育施設在園児数

※施設の所在地で3地区に 仕分けた。

1

<見込み>

ニーズ調査結果及び幼少人口推計により算出。

<補正>

【3号認定】

0歳児の母親の産休・育休中を除く。

平日の教育保育を利用しない理由が利用する必要 がない人を除く。

※利用者の住所で3地区に仕分けた。

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・今後、定期的に利用したい事業で、「認可保 育所」の割合が 52.0%と最も高くなってい
- ・また、「認可保育所」の割合が0歳児で、 65.2%、1歳児で59.5%となっている。
- ・母親の就労状況別にみると、フルタイムで、 「認可保育所」の割合が8割程度、パート タイムで5~6割程度となっている。



⑥ 今後に向けての方向性と留意点

- ・認可保育所の利用ニーズが高いことから、 当面は認可保育所を基軸とした新規整備を 進める。
- ・認可保育所への移行を希望する認証保育所 で、設置運営基準を満たす見込みのある施 設に対し、支援を行う。
- ・地区間において施設や事業の偏在、需給バ ランスの不均衡が生じた場合、状況に応じ て解決策を検討し、調整を行う。
- ・低年齢児(0-2歳)に特化した保育事業につ いて、その先の受け皿として多様なサービ スを選択できるように必要な定員を確保す るよう努める。



【保育所(園) 認定こども園 地域型保育】 ⑦ 確保方策 (案)

【赤羽地区】

		1 年目(平月	成 27 年度)	2 年目(平月	成 28 年度)	3 年目(平月	成 29 年度)	4 年目(平月	成 30 年度)	5 年目(平月	成 31 年度)
		3-5 歳 保育の必要 性あり	3-5歳 保育の必要 0-2歳 性あり 保育の必要	0-2 歳 保育の必要	3-5 歳 保育の必要 性あり	0-2 歳 保育の必要	3-5 歳 保育の必要 性あり	0-2 歳 保育の必要	3-5 歳 保育の必要 性あり	0-2 歳 保育の必要	
		保育利用	性あり	保育利用	性あり	保育利用	性あり	保育利用	性あり	保育利用	性あり
①量の見込み	①量の見込み		1,341 人	1,393 人	1,383 人	1,435 人	1,417 人	1,469 人	1,446 人	1,511 人	1,460 人
	保育園・認定こども園	1,548 人	1,177 人	1,671 人	1,222 人	1,725 人	1,267 人	1,725 人	1,267 人	1,725 人	1,267 人
②確保の内容	地域型保育事業		0人		19 人		19 人		19 人		19 人
	認可外保育施設等	5人	145 人	5 人	145 人	5 人	145 人	5人	145 人	5 人	145 人
2-1	過不足	180 人	▲19人	283 人	3 人	295 人	14 人	261 人	▲15 人	219 人	▲29 人

【王子地区】

		1 年目(平)	成 27 年度)	2 年目(平月	成 28 年度)	3 年目(平月	成 29 年度)	4 年目(平月	成 30 年度)	5 年目(平月	成 31 年度)
		3-5 歳 保育の必要 性あり	0−2 歳 保育の必要	3-5歳 保育の必要 性あり	要 0-2歳 保育の必要 性あり	3-5歳 保育の必要 性あり	0-2歳 保育の必要 性あり	3-5 歳 保育の必要 性あり	0−2 歳 保育の必要	3-5歳 保育の必要 性あり	0-2 歳 · 保育の必要 性あり
		保育利用	性あり	保育利用		保育利用		保育利用	性あり	保育利用	
①量の見込み		940 人	893 人	932 人	919 人	929 人	943 人	951 人	961 人	978 人	972 人
	保育園・認定こども園	1,157 人	970 人	1,157 人	1,008 人	1,157 人	1,008 人	1,157 人	1,008 人	1,157 人	1,008 人
②確保の内容	地域型保育事業		37 人		37 人		37 人		37 人		37 人
	認可外保育施設等	0人	94 人	0人	94 人	0人	94 人	0人	94 人	0人	94 人
2-1	過不足	217 人	208 人	225 人	220 人	228 人	196 人	206 人	178 人	179 人	167 人

【滝野川地区】

		1 年目(平成 27 年度)		2 年目(平成 28 年度)		3 年目(平成 29 年度)		4 年目(平月	成 30 年度)	5 年目(平月	成 31 年度)
		3-5 歳 保育の必要 性あり	0−2 歳 保育の必要	3-5 歳 保育の必要 性あり	育の必要 性あり 0-2歳 	3-5 歳 保育の必要 性あり	0-2 歳 保育の必要・ 性あり	3-5 歳 保育の必要 性あり	0−2 歳 保育の必要	3-5 歳 保育の必要 性あり	0-2 歳 保育の必要
		保育利用	性あり	保育利用		保育利用		保育利用	性あり	保育利用	性あり
①量の見込み		914 人	902 人	927 人	981 人	986 人	1,005 人	1,028 人	1,028 人	1,102 人	1,039 人
	保育園・認定こども園	818 人	712 人	929 人	760 人	929 人	760 人	929 人	760 人	929 人	760 人
②確保の内容	地域型保育事業		19 人		38 人		38 人		38 人		38 人
	認可外保育施設等	0人	65 人	0人	65 人	0人	65 人	0人	65 人	0人	65 人
2-1	過不足	▲96 人	▲106 人	2 人	▲118人	▲57 人	▲142 人	▲99 人	▲165 人	▲173 人	▲176 人

保育園・認定こども園=認可保育園(区立)+認可保育園(私立)+認定こども園(保育利用)

地域型保育=小規模保育所

認可外保育施設等=認証保育所+定期利用保育施設+家庭福祉員

教育・保育施設の「量の見込み」「確保方策」ワークシート(6/20 現在)

1 事業名

幼 稚

認定こども

② 新制度概要

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 (「施設型給付」) 及び小規模保育等への給付(「地域型 保育給付」)の創設。
- ・幼稚園については、新制度への移行するか、又は現 行制度のまま継続するか、各園の判断においてどちら かを選択。
- ・認定こども園については、類型に関わらず、原則新 制度へ移行する。

③ 区の事業の概要(現行)

【事業目的】

満3歳から小学校入学までの幼児が、生きる力の 基礎を育み、様々な遊びを中心とした教育を受け、 小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学 校」。

【対象者】

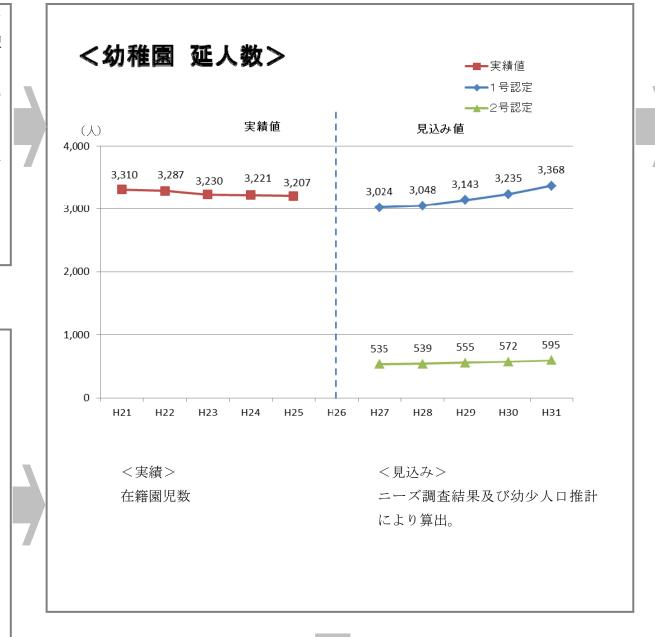
満3歳から小学校入学前の幼児

【事業内容】

幼児期の特性を踏まえ、適正な環境を与えて、生き る力を基礎を育成する。

区内幼稚園数 私立幼稚園 23 園 区立幼稚園 6 園 (区立は4歳児からの2年保育)

4 事業量の実績と見込み



⑦ 確保方策 (案)

					. —
	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
幼稚園 認定こども園	4,969	4,969	4,969	4,969	4,969

幼稚園・認定こども園=幼稚園(区立)+幼稚園(私立)+認定こども園(教育利用)

⑤ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・今後、定期的に利用したい事業で、「幼稚園」 の割合が48.6%となっている。
- ・年齢別でみると、2歳以上で約5割と高く なっている。
- ・母親の就労状況別にみると、働いていない 親で「幼稚園」の割合が8割以上と高くな っている。



⑥ 今後に向けての方向性と留意点

- ・保育園在園児や在宅の児童に対する就学前 教育の必要性が増しており、幼稚園・認定 こども園に対する需要は今後増大する見込 みである。
- ・園に通っていない子どものご家庭が、子育 て相談や親子の交流の場となる幼稚園・認 定こども園の役割は大きくなる。

単位:人

・保護者の働いている状況に関わりなく、ど のお子さんも教育・保育を一緒に受ける認 定こども園の設置は、条件さえ整えば拡大 していくと思われる。



子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会 審議事項 「区立幼稚園の今後の方向性」

子ども・子育て会議事務局 2014/06/20

就学前教育•保育部会資料

子ども・子育て会議

就学前教育,保育部会

審議事項

「区立幼稚園の今後の方向性」

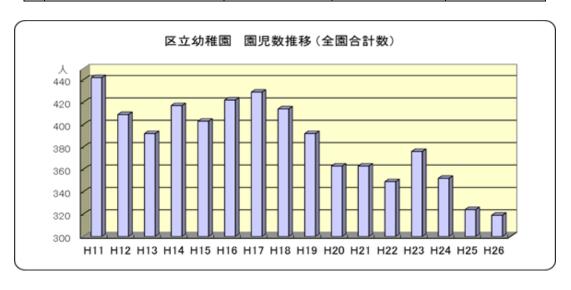
1 区立幼稚園の現況

北区は昭和47年から55年にかけて、10園の区立幼稚園を開設し、幼稚園教育の一端を担ってきました。

5歳児の特別支援対象児(障害のある幼児)の受入れを昭和50年に開始し、平成2年よりすべての園で実施しました。その後、幼児数の減少などにより、多くの区立幼稚園で充足率が落ち込むようになりました。そこで平成7年8月に第6次幼稚園審議会の答申を受け、応募幼児数が一定数を下回る区立幼稚園については、休園・廃止の方針を打ち出し、現在は6園で運営しています。

(1) 区立幼稚園一覧

	名称	開設年月日		
1	うめのき幼稚園	S47.5.1		
2	たきさん幼稚園	S47.5.1		
3	じゅうじょうなかはら幼稚園	S49.5.1		
4	さくらだ幼稚園	S51.5.1		
5	ふくろ幼稚園	S52.5.2		
6	ほりふな幼稚園	S55.5.1		
			休園	廃止
	おうしょう幼稚園	S48.5.1	H10年度~	H13 年度
	としま幼稚園	S48.5.1	H14年度~	H21 年度
	とよかわ幼稚園	S50.4.15	H22 年度~	H22 年度
	きりきた幼稚園	S53.5.1	H11年度~	H14 年度



区立幼稚園一覧



(2) 教育目標

幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。区立幼稚園では、心身ともに調和のとれた人間性豊かな幼児の育成を目指した、一人ひとりの発達の特性に応じたきめ細やかな教育を行い、小学校等との活発な相互交流を図っています。

(3) 定員数、園児数及び充足率

	平成25年度北区立幼稚園園児数及び充足率(年齢別)												
	/-h =#	·国 <i>力</i>			4 歳児			5 歳児			計		
	幼稚園名			4歳定員数	4歳園児数	4歳充足率	5歳定員数	5歳園児数	5歳充足率	園定員数	園児数計	充足率	
う	め	0	き	33 (2)	31 (2)	94%	35 (2)	29 (2)	83%	68 (4)	60 (4)	88%	
た	き	ż	Ь	30 (2)	27 (1)	90%	32 (2)	27 (2)	84%	62 (4)	54 (3)	87%	
ľ	p ?	う な	か	33 (2)	20 (2)	61%	35 (2)	24 (2)	69%	68 (4)	44 (4)	65%	
ż	<	'n	だ	60 (4)	44 (3)	73%	64 (4)	53 (4)	83%	124 (8)	97 (7)	78%	
ふ		<	3	33 (2)	17 (2)	52%	35 (2)	25 (1)	71%	68 (4)	42 (3)	62%	
ほ	IJ	ふ	な	30 (2)	14 (2)	47%	32 (2)	11 (2)	34%	62 (4)	25 (4)	40%	
	合	計		219 (14)	153 (12)	70%	233 (14)	169 (13)	73%	452 (28)	322 (25)	71%	
	1園当/	とり平り	均	37	26	70%	39	28	73%	75	54	71%	

※園児数は平成25年5月1日現在

^{※()}の数字は特別支援を必用とする幼児数・内数

- (4) 選考方法(昨年の北区立幼稚園新入園児募集要項から引用) 定員を超えないときは、申し込んだ幼児全員が入園予定者となります。 定員を超えたときは、抽選により入園予定者を決定します。
 - ※4歳児の応募幼児数が10名以下の時は、原則として学級編制を行いません。
 - ※学級編制を行ったあと、4歳児の園児数が10名以下になった幼稚園は、翌年度の園児募集を原則として行いません。
- (5) 入園手数料・保育料・保育時間
 - ① 入園手数料 1,100円 (ただし、入園のとき1回)
 - ② 保育料 月額 5,000 円 (8月分は夏期休業のため 必要ありません。)※入園後は、上記のほか教材費、PTA 会費などの費用が毎月かかります。
 - ③ 保育·教育時間

月・火・木・金 9:00~14:00 水 9:00~11:40 ※降園後は園庭開放実施 ※夏期休業中はプール指導

※夏期休業中はソール指導 プール開放実施



- (6) 特別支援教育に関すること わずかな手助け(日常生活上部分的な介助)があれば、集団の中で他の幼児と一緒に園生活を送ることが出来る幼児は、各クラス2名まで受け入れています。
- (7) その他 通園については、保護者に送り迎えをお願いしております。また、給食はあり ません。

2 北区幼稚園審議会

・設置の目的

北区立幼稚園の設置及び運営の基本方針に関し必要な事項を調査審議する ため東京都北区幼稚園審議会を置く

- 所堂事務
 - ・区立幼稚園の適正配置に関すること
 - ・区立幼稚園の基本方針に関すること
- •委 員

学識経験者、区議会議員、私立幼稚園協会役員、小学校長、幼稚園長、幼稚園副園長、小P連役員、幼P連役員、自治会連合会役員、区職員

3 幼稚園審議会答申(第1次~第7次)の概要

※第1次答申(昭和46年)

諮問事項:北区立幼稚園の適正配置及び運営の基本方針について 答申内容:適正配置「豊川小学校内、梅木小学校内、滝野川第三小学校内に3園」 運営方針「保育年数は1年保育と2年保育の併用) 「園の規模は3学級以上とし、1学級の定員は40名」他

※第2次答申(昭和47年)

諮問事項:北区立幼稚園の適正配置及び運営の基本方針について

答申内容: 適正配置「王子西地区に独立園及び王子小学校内、浮間小学校内、滝野川第二小学校内の3 園」

運営方針「保育年数は1年保育と2年保育の併用) 「園の規模は3学級以上とし、1学級の定員は40名」他

※第3次答申(昭和49年)

諮問事項:北区立幼稚園独立3園の適正配置及び運営の基本方針について答申内容:適正配置「赤羽東地区、赤羽西地区、滝野川東地区に独立3園」 運営方針「保育年数は1年保育と2年保育の併用」

「園の規模は3学級以上とし、1学級の定員は40名」他

※第4次答申(昭和57年)

諮問事項:北区立幼稚園の適正配置及び運営の基本方針について 答申内容:適正配置「幼児人口の減少傾向の中で未設置の浮間小学校内併設園、 滝野川第二小学校内併設園及び赤羽東地区独立園を含め区 内幼稚園の設置計画は断念」

> 運営方針「心身障がい児の受け入れ体制をつくる」 「保育年数は1年保育と2年保育の併用」 「学級定員については減じていく方向で検討」他

※第5次答申(昭和61年)

諮問事項:北区立幼稚園の適正配置及び運営の基本方針について

答申内容:適正配置「今後の幼児人口の増大及び社会情勢の大きな変化がない限り現状を是とし、増設・統廃合の必要性は認められない」

運営方針「5歳児1年保育の募集を順次中止」

「学級定員については40人から36人へ減じていく」他

※第6次答申(平成7年)

諮問事項:北区立幼稚園の適正配置及び運営の基本方針について 答申内容:適正配置「幼児人口の急激な減少から学級の少人数化が進行している。 幼児教育環境を整え、効果的な園運営を行うためには、一定数 に達しない場合の公立幼稚園の休園及び廃園もやむを得ない。 運営方針「学級定員については国の設置基準上限の35人とする」他 「3歳児保育の導入については慎重な検討と配慮が必要」

※第7次答申(平成18年)

諮問事項:就学前教育の機能充実及び区立幼稚園のあり方について

- 1 就学前教育の機能充実について
- (1)幼保小の連携強化について
- (2)家庭・地域の教育力向上のための支援について
- (3)幼保一元化について
- (4)私立幼稚園と保護者への支援の充実と公私格差の是正について
- 2 区立幼稚園のあり方について

答申内容

- ○就学前教育の機能充実について
 - (1) 北区の特色である北区学校ファミリーを発展させ、幼児教育と学校教育の連続性を確保することにより、就学前教育の機能充実を図っていくべき
 - (2)既存施設の活用等により就学前教育機能充実の拠点を整備して、就学前教育全般にわたる相談や、在宅の子育て家庭の教育力向上支援など、 子育てサポート体制を構築する。
 - (3)幼保総合施設の国の検討結果や私立幼稚園における預かり保育等の成果も踏まえ、北区の実情に適した幼保一元化施設のありかたを早急に検討する必要がある。
 - (4)私立幼稚園と保護者への支援の充実と公私格差の是正については、私立幼稚園が就学前教育の機能充実に努められるよう、支援策を検討すべきである。
 - ○区立幼稚園のあり方について

区立幼稚園については、現状よりも就学前教育の機能充実が図れる施 策の実施及び地域事情などを勘案して弾力的に対応することを条件として 区立幼稚園の廃止・縮減はやむを得ない。

平成17年度には幼児を取り巻く環境の急激な変化から区立幼稚園の見直しが緊急かつ重要な課題となり、第7次幼稚園審議会を設置し、「就学前教育の機能充実及び区立幼稚園のあり方」について諮問し答申を受けました。

さらに教育基本法や学校教育法の改正、「認定子ども園」の法制化などに基づき、北区における就学前の一貫した教育及び保育を実施するための基本的なあり方と幼保一元化に関する考え方を明らかにするため「北区就学前教育保育検討委員会」が組織され平成20年度に検討結果が報告されました。平成22年度より4歳児の特別支援対象児の受け入れをすべての園で開始しました。

4 北区就学前教育保育検討委員会

北区幼稚園審議会第7次答申等を踏まえ、北区の就学前教育保育の充実を目指すため、東京都北区就学前教育保育検討委員会を設置

- ※北区就学前教育保育検討委員会報告書(平成20年8月)
 - ・北区の目指すべき就学前教育保育のあり方
 - •幼保一元化施設 他
- ※別冊「子どもたちの育つ姿」
 - ・幼稚園の教育課程または保育所の保育課程を作り、さらに家庭での育児の参考になるよう、0歳から就学前までの子どもの姿をまとめた。
 - ・幼稚園や保育園での子どもの実際の様子に長年触れてきた保育者の観察の 経験をもとに、指導の参考になるように各年齢での育ちの主な点を整理した。

【報告書及び別冊のダウンロードはこちらから】

http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/digital/452/atts/045246/attachment/attachment.pdf

5 北区の就学前教育の取り組み

平成18年2月の幼稚園審議会答申(第7次)を受けて、就学前教育の機能充実を図るため「北区就学前教育保育検討委員会」を設置し、平成20年3月に「検討委員会報告書」及び「子どもたちの育つ姿」が報告され、就学前の一貫した教育・保育を実施するための基本的なあり方について具体的に示されました。

この報告書等を基に、検討を重ね、平成22年からは「きらきら0年生応援プロジェクト」事業を実施しています。

※事業内容

園児が小学校を訪問し、行事参加、施設見学、交流給食等、児童との交流を体験し、小学校生活に対し、安心感と期待感を持ち、一方、小学生は、自分の成長を確認し、自信や、思いやりの気持ちを育む、互恵性のある活動として、保育園・幼稚園と小学校との交流事業を実施します。

平成25年度は、82園のうち63園、77%の幼稚園、保育園で実施しています。 そのほか公立、私立保育園・幼稚園の4・5歳児担当の保育士、教員に対して、 保育内容と指導力の充実を図るための研修会や、講演会を開催しています。

また、平成23年度に作成した「保幼小接続期カリキュラム」を平成24年度は保育園・幼稚園が活用し、検証を行い、内容の充実を図るとともに、研修などを通して、普及拡大に努めております。

さらに、平成26年度は新規事業として、来年4月に就学予定の幼児がいる保護者を、対象として、「北区小学校プレセミナー」を実施する予定です。

このように、交流活動や研修会の実施、コーディネーター派遣等を通じ、保幼小接続期の教育・保育の一層の充実を図っているところです。

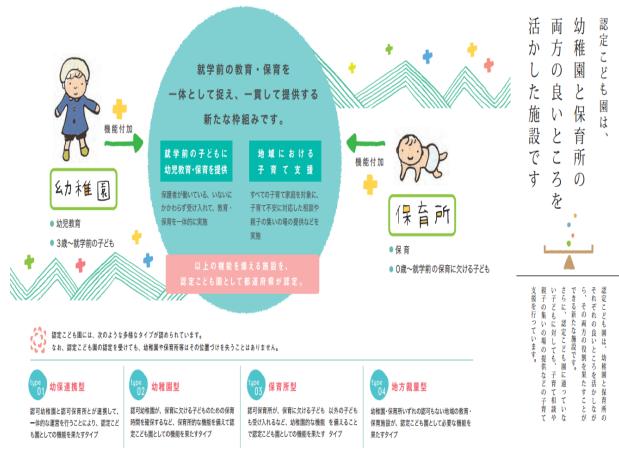
6 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、都道府県知事の認定を受けた施設のことをいいます。

- ア. 就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能
- イ. すべての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援を行う機能

(1) 制度創設の背景

- ア. 親の就労の有無で利用施設が限定
 - 親が就労していれば → 保育所
 - 親が就労していなければ → 幼稚園
- イ. 保育所待機児童が2万人いる中、幼稚園利用児童は10年で10万人減少
- ウ. 育児不安の大きい専業主婦家庭への支援が不足している
- エ. 少子化の進む中で幼稚園と保育所が別々に運営していると、子どもの育ち にとって大切な子ども集団が小規模化し、運営も非効率



出典:文部科学省•厚生労働省 幼保連携推進室

(2) 国における「認定こども園」の推進の考え方

○「子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)」より抜粋

市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及

び児童福祉施設として一つの認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、 その普及に取り組むことが望ましい。

(3) 施設の類型

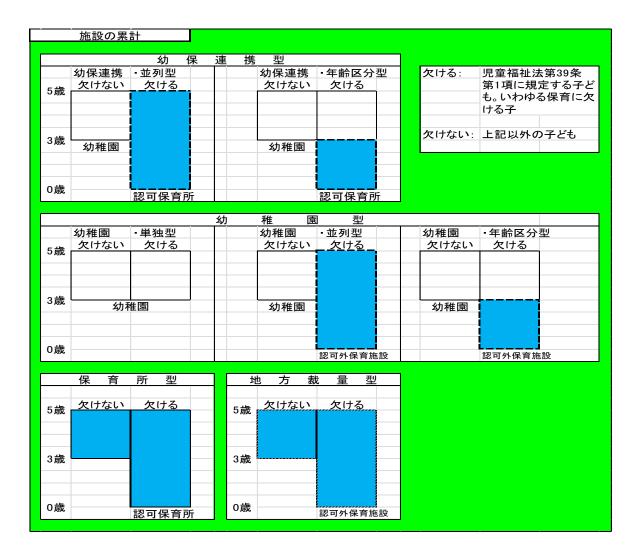
認定こども園は、既存の幼稚園や保育所等が、お互いの機能を付加することにより認定を受ける制度であるため、構成する施設により大きく以下の4つの 形態(類型)に分かれます。

【幼保連携型】認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

【幼稚園型】認可幼稚園が、保育に欠ける子どもの保育時間を確保するなど、保 育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

【保育所型】認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、 幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

【地方裁量型】幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、 認定こども園として必要な機能を果たすタイプ



(4) 利用手続き

これまで保育所を利用する場合には、区市町村に入所の申し込みをし、区市町村が入所を決定していました。しかし、認定こども園では、保護者と園が直接契約を行うことになるため、申し込みも園に対して行うことになります。

(5) 利用料

これまで保育所では、区市町村が定めた利用料(保育料)を、保護者は区市町村に支払っていましたが、認定こども園では直接契約となるために、園が利用料を設定し、また保護者は園に直接利用料を支払うこととなります。

なお、私立保育所が認定こども園になる場合の利用料は、これまでと同様、 保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、保護者の家計に与える影響を考慮 して、保育の実施に係る児童の年齢等に応じて、設定することとされています。

(6) 認定子ども園の1日の過ごし方(例)

一日0	D流れ						
時間	O•1•2歳児	3.4.	5歳児				
μ -1 [Ε]	О Г Диуд Л	長時間保育児	短時間保育児				
7:15		開門					
7.13	順次登園		順次登園				
9:00~	保育	幼児	教育				
12:00~	食事(各保育室)	食事(ランチ	・ルームにて)				
13:00~		食休み・お	お話しの時間				
14:00~	午睡	午睡・室内遊び(コーナー保育)	順次降園預かり保育				
15:00~	おやつ(各保育室)	おやつ(ランチルーム にて)					
16:00~	室内遊び(コーナ	室内遊び(コーナー保育)					
18:15~		補食・夕食 延長保育					
19:15~		閉 門					

7 認定子ども園の認定件数

認定こども園の認定件数(平成25年4月1日現在)

	認定件数	公私(の内訳	種類別の内訳				
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	
都内	91か所	20か所	71か所	14か所	46か所	21か所	10か所	
全国	1099か所	218か所	881か所	594か所	317か所	155か所	33か所	

8 二十三区の状況

区名	会群	糸 寺 園 数	CIE SU	区分	学級数	園児 数	1学級定員	P71 平成25年度 字桥課長会調べ 1/1 備 著	担当課任
	- 132 - 127 - 12	200 17		3歳児	12	226	備孝糸昭	20名定員:3園 35名定員:4園 45名定員:1園	子ども支援
千代田	8	4	4	4歳児	9	209	備考参照 備考参照	20名定員:2園 35名定員:5園 50名定員:1園	支援係
				5歳児	30	212 647	備考参照	20名定員:1團 35名定員:6團 50名定員1團	1
0.0000000000000000000000000000000000000	00000	0.00	200000	3歳児	28	536	25	1学級定員は原則20名だが、やむを得ない場合25名まで受け入れること有り	
中央	16	6	10	4歳児	28 20 20	477	35 35	1学級定員は原則30名だが、やむを得ない場合35名まで受け入れること有り	学務課学
				合 計	68	478 1,491	30	※うち、3園休園中	1981
Codel	-2707-6	2000	100	3歳児	8	205	備考参照	(3歳児) 20名定員-3園 25名定員-1園 30名定員-4園	
港	12	7	5	4歳児	17	368 372	備考参照	(4歳児) 20名定員-1園 25名定員-11園 (5歳児) 20名定員-1園 25名定員-11園	学務課学運営支援
				5歳児 合計	17 42	945	備考参照	(5歳児) 20名定員−1園 25名定員−11園	迷丛又珍
	1200	2000	40000	3歳児 4歳児 5歳児	13	213	17:30	30名定員-1園(1学級)	学校運営
新宿	19	5	14	4歳児	19 19	368	30·25 30·25	25名定員-1團(2学級) 25名定員-1團(2学級)	保健給負
				台計	51	339 920	30.23	25名足員―1国(2子級) 独立園のうち3園は子ども園、他併設6園休園中	幼稚園係
	8.62	588		3歳児 4歳児 5歳児	6	126	20	入園希望者が募集定員を超えた場合には、抽選を行う。	
文京	10	10	0	4歳児	15 15	367 349	26 26	H H	学務課学
				合計	36	842	20	a a	l,
1 141	68	100	- 8	3歳児 4歳児	12	242	20		
台東	12	9	3	4歳児 5歳児	12 12	259 237	30 30		学務課学
				合 計	36	738	80	独立園のうち1園はこども園	L
S. 1861	1760	- 36	- 8	3歳児 4歳児	0	0	0		学務課
墨田	7	3	4	4歳児	7	220	35		事務担当
				5歳児	14	187 407	35		Į.
4 35				3歳児 4歳児	0 35	0	0		
江 東	20	13	7	4歳児	35	924	30		学務課約教育担当
				5歳児	34 69	958 1.882	30		农村担当
0. 600				3歳児 4歳児	0	0	0		S. 20
品川	9	-7	2	4歳児	10	318	35		保育課入開相制
				5歳児	10 20	339 657	35 70		人图相前
				3歳児	1	20	20	・2園はこども園へ移行	
月 黒	5	2	3	4歳児	3	102	35 35	(平成25年度〜みどりがおか/平成26年度〜げっこうはら)・2関は廃園	学校運営課令
				5歳児	9	152 274	30	・2回は発園 (平成25年度末 からすもり、ふどう)	
				3歳児 4歳児					
大 田	0	0	0	4歳児				H20年度末で区立幼稚園全園廃園	
				5歳児	0	0			
				3歳児 4歳児	0	0	0		学務課
世田谷	9	0	9	4歳児	18	566	34		学事係
				5歳児	18 36	528 1,094	34		
				3歳児	0	0	0	2園は幼保一元化施設	
渋 谷	6	2	4	4歳児 5歳児	5	110	30	山谷幼稚園・千駄谷幼稚園の5歳児の定員は30名	学務課 学事係
				合 計	6 11	132 242	35		-t-arbit
				3歳児 4歳児	2	32 54	16 32		保育園·幼
中野	2	2	0	4歳児 5歳児	2	54 50	32		國分野 入園相談
				合計	6	136	34		当
				合計 3歳児 4歳児	3	54	18	学級定員 18名-3園	
杉並	6	0	6	4歳児	8	236	32, 35 32, 35	学級定員 35名-4團・32名-2團	保育課 子供園担
				5歳児	8 19	232 522	32, 35	学級定員 35名-4園·32名-2園	1. P/(WI17)
				合計 3歳児 4歳児	0	0	0	ANAPOTONIA ON THE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR O	
豊島	3	3	0	4歳児	3	70	30	学級定員 30名	学校運営 学事係
				5歳児	6	82 152	30	学級定員 30名	子學球
1951	00045	10020	,es	3歳児 4歳児	0	0	0		
北	6	3	3	4歳児	7	153	30(33)		学校支援
	l			5歳児	7 14	169 322	32(35)	※1学級定員 経過措置で3圏が33.35定員	学校支援
19/2/10/10/14	wrater			3歳児 4歳児	9	199	10, 30, 35	こども園3歳児は1学級で定員10人	学務課
荒 川	9	6	3	4歳児 5歳児	12	276	21(22), 35 21(22), 35	こども園4歳児は2学級で定員43人	学事第一
				合計	12 33	248 723	21(22), 35	こども園5歳児は2学級で定員43人 独立園のうち1園はこども園	
States	1994	599	- 0.0	3歳児 4歳児	0	0	0		学務課
板橋	2	1	1	4歳児	3	58	35 35		幼稚園学 運営係
	l			5歳児	6	66 124	35		ALC: (A) DIS
27/0-122973	10/40	655	- 55	3歳児	0	0	0	Washington and the control of the co	305766360
練馬	5	5	0	4歳児	9	206	26 • 28	学級定員 26名-1園・28名-4園	学務課
	l.			5歳児	12 21	230 436	26 • 28	学級定員 26名-1園・28名-4園	学事係
602 10	(100)	2000			0	0	0		子ども家
足立	2	2	0	3歳児 4歳児 5歳児	2	40	25 25		課幼児老
	l			5歳児	2	43 83	25		係
	20.00		0.0		0	0	0		学務課学
蔥 飾	3	3	0	3歳児 4歳児	3	65	30		係
45-0707977	222		100	5歳児	4	85 150	35		
				CT OT	0	150	0		学務課学
									140
工戸川	4	3	1	3歳児 4歳児 5歳児	7	173 215 388	35 35		19%

会計 16 388 **独立・併設の欄は、専任の欄長がいる場合は独立関としてご記入ください。 **独立・併設の欄は、専任の欄長がいる場合は独立関としてご記入ください。 **年成25年5月1日現在で記入してください。 **平成25年5月1日現在で記入してください。

【目黒区】

■ げっこうはらこども園の開設

働きながら幼稚園教育を受けさせたいといった、多様化する保護者のエーズに応えていくため、平成22年6月に、区立幼稚園3園(みどりがおか幼稚園、Ifっこうはら幼稚園、ひがしやま幼稚園)を認定こども園へ移行することを決定しました。**Ifっこうはら幼稚園は、平成26年4月から新たに「Ifっこうはらこども園(幼稚園型認定こども園)」として運営しています。**

■ 認定こども園

認定こども園では、保護者の就労の有無に関わらず園児を受け入れ、3歳児から小学校就学前までの子どもの発達に応じた教育と保育を行います。また、全園児に給食を提供します。

■ 認定こども園への移行時期

- みどりがおかこども園 平成25年4月開園済み
- <u>げっこうはらこども園</u> 平成26年4月開園済み
- ひがしやま幼稚園 未定(将来の改築時期を見据えて移行)

■ 認定こども園(げっこうはらこども園)の概要

区分	短時間保育	中時間保育	長時間保育
保育時間	午前8時50分から午後2時まで	午前8時から午後4時30分まで	午前7時30分から午後6時30分ま で
入園資格	区内在住の満3歳から小学校就学 前の幼児(保護者も区内在住)	区内在住の満3歳から小学校就学前の幼児のうち、保護者の就労等の理由により保育を必要とする幼児(保護者も区内在住)	区内在住の満3歳から小学校就学前の幼児のうち、保護者の就労等の理由により保育を必要とする幼児(保護者も区内在住)
3歳児の定員(合計20 人)	15人	2人	3人
4歳児の定員(合計35 人)	24人	6人	5人
5歳児の定員(合計35 人)	24人	6人	5人
保育料(月額)	12,500円	22,400円	27,300円
入園料(共通)	1,500円	1,500円	1,500円

注記

5歳児については、平成26年4月の募集人数ではありません。

【台東区】

台東区では、平成14年4月から台東区教育ビジョンのもと、幼児教育環境や子育て支援の充実の観点から、幼稚園と保育園に通う子供たちを同じ就学前教育を受ける子どもたちと捉え直し、幼保一体化事業として年齢別の幼児教育カリキュラムを作成し、石浜幼稚園と橋場保育園の4、5歳児の合同保育を行ってきました。

さらに、これまでの合同保育の実績を踏まえ、より一体的な運営と更なる就学前教育の充実を図るため「認定子ども園」として整備することとしました。

平成20年4月台東区初の認定子ども園となる「石浜橋場子ども園」を、平成21年4月に「ことぶき子ども園」を、平成26年4月に「たいとう子ども園」をそれぞれ開設しました。



平成 26 年度

東京都北区立幼稚園新入園児募集案内



東京都北区教育委員会

募集要項

1. 幼稚園教育の目標

幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する ことを目的としています。区立幼稚園では、心身ともに調和のとれた人間性豊 かな幼児の育成を目指して、一人ひとりの発達の特性に応じたきめ細やかな教 育を行い、小学校等との活発な相互交流を図っています。

2. 入園申込資格

平成26年4月1日現在北区に住所を有する次の幼児

- (1) 4歳児(2年保育): 平成21(2009)年4月2日から平成22(2010)年4月1日までに生まれた4歳児で、心身ともに年齢相応な発育をしている幼児
- (2) 4歳児特別支援を必要とする(障害のある)幼児(2年保育):平成21(2009) 年4月2日から平成22(2010)年4月1日までに生まれた4歳児で、わずか な手助け(日常生活上部分的な介助)があれば、集団の中で他の幼児といっ しょに関生活をすることができる幼児

3. 募集人員

幼稚園名	所 在 地	4歳児	4 歳特別支援 対象児
うめのき幼稚園	西が丘2-21-15	31 名	2 名
たきさん幼稚園	滝野川1-12-27	28 名	2 名
じゅうじょうなかはら幼稚園	十条仲原1-21-8	31 名	2 名
さくらだ幼稚園	王子5-2-6-103	56 名	4 名
ふくろ幼稚園	赤羽北2-15-1-114	31 名	2 名
ほりふな幼稚園	堀船3-16-11-105	28 名	2 名

4. 申込方法

- (1) 受付日時 平成25年10月10日(木)~10月11日(金) 午後2時~午後4時
- (2) 受付場所 入園を希望する幼稚園で受け付けます。
- (3) 提出書類 入園申込書1通
 - ◎申し込みは第一希望の園で行ってください。2園申し込んだり、2通申し込むと申し込みは無効となります。

5. 選考方法

- (1) 定員を超えないときは、申し込んだ幼児全員が入園予定者となります。
- (2) 定員を超えたときは、抽選により入園予定者を決定します。ただし応募幼児の兄または姉が希望園の4歳児クラスに在園中の場合、応募幼児は無抽選となります。

- (3) 4歳児の応募幼児数が10名以下の時は、原則として学級編制を行いません (休級)。その場合、希望により、他の園に変更していただくことになります。 なお、あらかじめ第二希望の園がある場合はご記入ください。(第二希望は 抽選の際に優先されるものではありません。) 休級の決定は文書でお知らせします。
- ※学級編制を行ったあと、4歳児の園児数が10名以下になった幼稚園は、翌年 度の園児募集を原則として行いません。
- (4) 入園予定者には、健康診断・行動の観察・保護者との面談を行い、そのう えで入園を決定します。(健康診断等の日時は、後日連絡します。)
- (5) 特別支援を必要とする(障害のある)幼児については、申込園で行動の観察・面談を行い、そのうえで入園予定者を決定します。なお、応募が多い場合は抽選により入園予定者を決定します。

6. 入園説明(抽選)会および入園許可者発表

(1) 入園説明(抽選)会

	場	所	日	時
各幼稚園	幼稚園	ホール	10月17年後2	7 日 (木) 時 開 始

- ◎会場には、午後1時50分までにご来場ください。
- ◎定員を超えたときは、抽選により入園予定者を決定します。遅れたり欠 席された場合には、棄権とみなしますのでご注意ください。

(2) 入園許可者発表

		場	所	B	時
各幼稚園	3	幼 稚 園	ホール	11月28	3日(木)

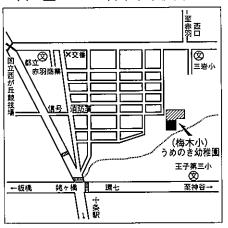
7. 入園手数料・保育料・保育時間

- (1) 入園手数料 1,100円 (ただし、入園のとき1回)
- (2) 保 育 料 月額5,000円(8月分は夏季休業のため必要ありません。) ②入園後は、上記のほか教材費、PTA会費などの費用が毎月かかります。
- (3) 保育時間 月・火・木・金曜日は午前9時~午後2時 水曜日は午前9時~11時40分(入園当初および季節の行事 により変わることがあります)
- ※入園手数料・保育料は改定となる場合があります。

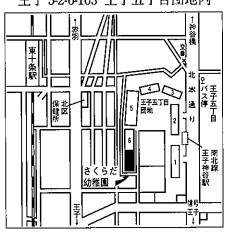
8. その他

- (1) 入園予定者となったときは、10月17日(木)入園説明会後に、住民票の写しを提出していただきます。
- (2) 通園については、保護者に送り迎えをお願いします。また、給食はありませんので、各自お弁当をお持ちください。

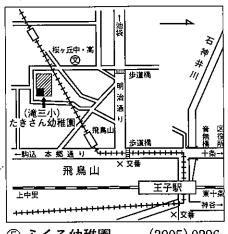
① **うめのき幼稚園** (3906) 7643 西が丘 2-21-15 梅木小学校内



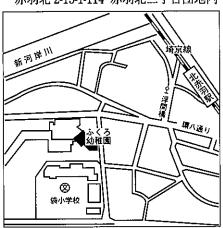
④ さくらだ幼稚園 (3914)8486王子 5-2-6-103 王子五丁目団地内



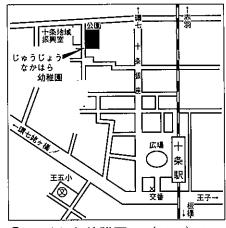
② たきさん幼稚園 (3918)0321 滝野川 1-12-27 滝野川第三小学校内



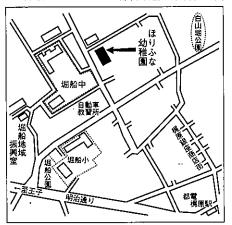
⑤ **ふくろ幼稚園** (3905) 0296 赤羽北 2-15-1-114 赤羽北二丁目団地内



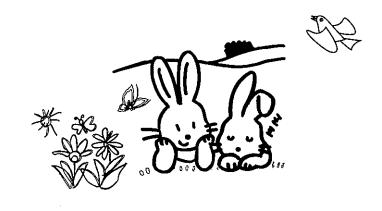
③ じゅうじょうなかはら幼稚園 十条仲原 1-21-8 (3906) 1875



⑤ ほりふな幼稚園 (3914) 3372 堀船 3-16-11-105 都営堀船三丁目住宅内



▲ **案 内 図** 北区立幼稚園への応募は、小学校の通学区域とは関係ありません。 申込は1人1園に限ります。



▶ お問い合わせ 北区教育委員会事務局学校支援課学校支援係
☎ (3908)9293 (ダイヤルイン)

幼稚園審議会答申

(第7次)

平成18年2月

東京都北区幼稚園審議会

平成17年5月31日付けをもって、東京都北区教育委員会委員長から諮問のあった「就学前教育の機能充実及び区立幼稚園のあり方」について、当審議会は第1次答申から第6次答申までの経過を踏まえつつ、少子社会の中での就学前教育のあるべき姿、家庭・地域の教育力向上への支援、幼保一元化、区立幼稚園存続の必要性の可否等様々な観点から慎重な審議を行った結果、次の結論に達した。

第1 就学前教育の機能充実について

1. 幼保小の連携強化について

人間形成の基礎づくりは幼児期に始まり、就学前教育は子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えることから、子どもたちの育ちを一貫して見守り、支えていくために、就学前教育と学校教育との連携、接続が大変重要である。

北区の特色である北区学校ファミリーを発展させ、その地域の公・私立幼稚園、公・私立保育園と小学校、中学校との連携を強化し、幼児教育と学校教育の連続性を確保することにより、就学前教育の機能充実を図っていくべきである。

連携強化により、子どもたちの小学校入学がスムーズになり、それぞれの教育の連続性を確保することにより、幼稚園、保育園にとっては小学校の指導や課題に対する理解が、小学校にとっては就学前教育に対する理解が深まる。

また、園児、児童、生徒の相互交流や幼稚園、保育園、小学校の教職員の合同研修を推進する必要がある。

2. 家庭・地域の教育力向上のための支援について

乳幼児期の教育は、本来、家庭と幼児教育施設とが共に中心的役割を担っており、家庭生活を基盤に、地域での触れ合いや幼稚園、保育園における就学前教育と集団生活等を通して、子どもたちは健やかに成長していく。

しかしながら、家庭や地域の教育力の低下が顕在化している今日、その教育力の回復・向上のための支援施策を充実していくべきである。

また、施策の展開に当たっては、幼稚園、保育園の園児のみならず、在宅の子育て家庭を含めた全ての子育て家庭に対する支援策を推進する必要がある。

そのためには、既存施設の活用により就学前教育機能充実の拠点となる施設を整備して、就学前教育全般にわたる相談や、在宅の子育て家庭の教育力向上支援など、子育て家庭に対するサポート体制を構築する。併せて、就学前教育に携わる職員の資質向上のための研修なども実施する必要がある。

また、小学校、中学校を中心に、幼稚園、保育園、児童館、児童委員、育ち愛ほっと館、保健センター、さくらんぼ園、医師会小児科医会、障害児のための施設、子育て支援団体、町会・自治会、NPO等が幅広く連携した地域ネットワークを構築して、地域の教育力の向上を支援する必要がある。

3. 幼保一元化について

就学前教育の充実と多様化する保育ニーズに対応し、全ての子育て家庭を対象に就学前教育と保育を提供する幼保一元化の取り組みは、今後全国的に拡充していくものと考えられる。

幼保総合施設の国の検討結果や私立幼稚園における預かり保育等の成果も 踏まえ、北区においても幼稚園や保育園におけるモデル事業実施を行うこと を含め、北区の実情に適した幼保一元化施設のあり方を早急に検討する必要 がある。

検討に当たっては、子どもたちの健やかな育ちを最優先にしつつ、教育機能と福祉機能の一体化、地域の子どもたちのセーフティネットの確立、子育て家庭支援等の多様なニーズに応えることのできるよう、就学前教育機能の質を確保する視点が重要である。

4. 私立幼稚園と保護者への支援の充実と公私格差の是正について

北区における就学前教育施設の中で、私立幼稚園は最も大きなシェアを占めており、北区の就学前教育の機能充実を図るうえで、私立幼稚園のさらなる充実が不可欠である。

私立幼稚園が安定した経営のもとで就学前教育の機能充実に努められるよう、教育機能の質を担保するための外部評価への取り組みや職員研修に対する助成拡充などの支援策を検討すべきである。

また、私立幼稚園と区立幼稚園では、入園料や保育料など保護者負担に大きな格差が生じており、公私格差を是正するため、私立幼稚園の保護者への助成拡充を検討する必要がある。

第2 区立幼稚園のあり方について

平成7年の第6次答申に基づく区立幼稚園の休園・廃園のルール化により、現在運営されている区立幼稚園は7園となっている。急激な少子化が進行する中、廃園を余儀なくされる私立幼稚園が続出している状況において、園児数と幼稚園数との不均衡を是正することは必要不可欠であり、前述の就学前教育の機能充実施策などのように、トータルとして現状よりも就学前教育の機能充実が図れる施策が実施されるのであれば、区立幼稚園の廃止・縮減はやむを得ないと考える。

また、その廃止・縮減に当たっては、私立幼稚園が地域的に偏在している問題や入園料・保育料の公私格差の問題などもあり、地域ニーズ等を十分勘案して、弾力的に対応すべきである。

以下、この結論に達した経緯等について記述する。

北区教育委員会委員長からの諮問事項は、「就学前教育の機能充実について」及び「区立幼稚園のあり方について」である。

審議は、就学前教育を取り巻く環境の変化と今日的課題についての意見交換から始め、北区の就学前教育の現状について共通理解を深めつつ、就学前教育の充実策、区立幼稚園のあり方の見直しへと議論を進めた。限られた時間の中で、就学前教育に関する国や他自治体の最新情報や、足立区立おおやた幼保園を視察するなど先駆的な事例を参考にしながら、各委員が忌憚なく意見を述べた。

1. 就学前教育の機能充実について

① 幼保小の連携強化について

幼保小の連携については、「北区次世代育成支援行動計画」(平成17年2月 策定)及び「北区教育ビジョン2005」(平成17年3月策定)において、 北区及び北区教育委員会が積極的に取り組むことが明記されている。

しかしながら、実態として連携が進んでいないことから、連携を進めるうえでの課題は何か、また、どのように取り組むべきかについて議論した。

その議論の中で、幼稚園・保育園から小学校へスムーズに入学できるようにするために、北区の教育の特色となっている北区学校ファミリーに、私立幼稚園や公私立保育園を加えることにより、就学前教育と学校教育の連携を強化し、学びの連続性を確保するべきとの結論に至った。

② 家庭・地域の教育力向上のための支援について

家庭・地域の教育力向上のための支援については、少子化や核家族化の進展により、家庭や地域の教育力が急速に低下している現状を鑑み、いかにしたら家庭や地域の教育力を回復・向上させられるのかという観点から議論した。 議論の中では、家庭の教育力向上支援について、幼稚園・保育園の園児だけ でなく、在宅の幼児を含め、全ての子育て家庭を対象にした支援が必要なこと、 子どもと同時に親も育てる必要があること、家庭における教育の重要性を啓発 すべきことなどが論じられた。

また、地域の教育力の向上支援について、保育園、幼稚園、児童館、児童相談所、保健センター、町会・自治会、NPO等、地域の様々な施設・団体の人々の参加を得て、地域ネットワークを構築する必要があることなどが、主として論じられた。

③ 幼保一元化について

幼保一元化については、審議会として足立区立おおやた幼保園を視察し、幼保一元化施設の優れている点や今日的課題を勉強したうえで、議論を行った。 国が総合施設の基準を検討中の段階での議論ということもあり、北区として早急に取り組むべきという意見は少なかったものの、モデル事業を実施するなど、検討には早急に取り組むべきであるというのが多数意見であった。

また、検討に当たっては、子どもたちの就学前教育環境をよりよくする視点が大切であることを確認した。

④ 私立幼稚園と保護者への支援の充実と公私格差の是正について

審議の過程の中で、北区の就学前教育の中心的担い手である私立幼稚園の廃園が続いているなど、私立幼稚園は厳しい経営状況にあることが共通認識となった。また、私立幼稚園と公立幼稚園とでは、入園料や保育料などの保護者負担に大きな格差があることが、あらためて問題となった。

「私立幼稚園と保護者の支援」については、北区次世代育成支援行動計画の中でも、北区の方針として明記されているところであるが、当審議会においても、私立幼稚園と保護者に対して、助成の拡充を図るべきという意見が、多くの委員から主張された。

2. 区立幼稚園のあり方について

前回の第6次幼稚園審議会答申(平成7年)では、応募数が一定数に達しない場合の休園・廃園が盛り込まれたところであるが、第6次答申から10年が経過する中で、少子化のさらなる進展や保護者の保育ニーズの多様化などにより、幼稚園のニーズが減少し、区立・私立ともに廃園となる幼稚園が続出し、園児数と幼稚園数との不均衡による問題が顕在化している。

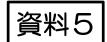
こうした背景のもと、区立幼稚園のあり方については、設立当初の私立幼稚園補完 の役割の必要性や区立幼稚園独自の特色の評価、公的幼児教育を体現していく意義な どについて、様々な意見が出されたところである。

また、私立幼稚園が地域的に偏在している問題や、入園料・保育料の公私格差の問題、バス登園と徒歩登園の比較などについても議論を重ね、区立幼稚園の良い点や必要性について、再認識させられる点も多々あった。

しかしながら、今後も長期的に少子社会が続くことが確実視されている中で、園児数に対して幼稚園の数が多すぎることは確かであり、私立幼稚園の廃園を座視することは、将来にわたって安定的な就学前教育環境を維持する上で問題となることから、区立幼稚園のあり方については、「トータルとして現状よりも就学前教育の充実が図れる施策が実施されるのであれば、廃止・縮減の方向もやむを得ない」、「ある程度の廃止・縮減はやむを得ないと思うが地域事情などを勘案して弾力的に対応すべきである」というのが、多数意見であった。

なお、「区立幼稚園は3歳児保育の実施など機能を充実させて残すべき」という意見と、「区立幼稚園の役割は終わったと思う」という意見が、それぞれ少数ではあるが強く主張されたこと、また、区内の幼稚園の適正配置に配慮した区立幼稚園跡地への私立幼稚園の誘致や、既存施設を活用した北区と私立幼稚園協会との協働による就学前教育モデル施設開設等の提案があったことを付記する。

きらきら0年生応援プロジェクト事業に関わる動向



年 月	北区の動向	国・都の動向
平成17年		・中央教育審議会答申(1月)
(2005年)		「子供を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の 幼児教育の在り方について」
平成18年	・幼稚園教育審議会答申(2月)	
平成19年	・北区就学前教育保育検討委員会設置(12月)	
平成20年	・北区就学前教育保育検討委員会報告(8月)	・幼稚園教育要領・保育所保育指針・小学校学
	検討委員会部会で「北区子どもの育つ姿」作成	習指導要領の改訂告示 (3月)
平成21年	・子ども家庭部保育課に就学前教育保育アドバイザー配置(4月)・都実証研究モデル地区実施(5月から3年間)	・都教育委員会「就学前教育保育プログラム 及び就学前教育カリキュラム実証研究」開始
平成22年	・北区次世代育成支援行動計画(後期22年度~26年度) ・北区教育ビジョン2010策定 ・きらきら0年生応援プロジェト開始 (保幼小研修会実施 ・保幼小交流プログラム・カリキュラム実証研究3 グループ開始(10月)	・文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の 円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」(報告)
平成23年	・保幼小接続期カリキュラム実証研究3グループ開始(10月) ・保幼小接続期カリキュラム事例検討グループ開始	
平成24年	・保幼小連携実践報告書発行(2月) ・保幼小連携実践報告会開催(2月) ・平成23年度版保幼小接続期カリキュラム発行〜接続期の教育の充実〜(3月) ・きらきら0年生応援プロジェクト事業にコーディネーター派遣事業開始	
平成25年	・北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期 カリキュラム発行 一接続期の教育の充実を目指して一(3月) ・北区保幼小接続期カリキュラム説明会開催	
平成26年	・北区小学校プレセミナー開催(10月25日)・きらきら0年生応援プロジェクト報告会 (27年2月	・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」 告示 (3月)

「きらきら0年生応援プロジェクト」設置の背景と5年間の主な事業

中央教育審議会答申 平成 17年1月28日

「子供を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」

―子どもの最善の利益のために幼児教育を考えるー

〇幼児期における教育の重要性 (幼児=小学校就学前の者)

文

部

学

子どもの育ちの課題=環境の変化・地域社会の教育力低下・家庭の教育力低下

- ○家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者がそれぞれの教育機能を発揮して子どもの 健やかな成長を支える(地域の人材活用)
- 〇幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図る。

○幼稚園と保育所の連携の推進



北

平成18年 2月

北区幼稚園教育審議会答申(第7次)

- *少子化等で区内幼児教育施設の廃園等の現状 〇就学前教育の機能充実
- 区 ・幼保小連携強化→学校ファミリーの発展(私立)
 - ・ 家庭地域の教育力向上支援
 - 幼保一元化(北区の実情に適したあり方検討を)
 - ・私立幼稚園と保護者への支援の充実

〇区立幼稚園のあり方について

• 区立幼稚園の廃止・縮減はやむを得ない

平成18年 12月22日

教育基本法の改正(法律第百二十号公布) 60年ぶりの改正

〇幼児教育の重要性が位置づいた。

第十一条(幼児期の教育)新設 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の 健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

7

北

文

部

科

学

平成20年 3月28日

幼稚園教育要領改訂 告示

- ○発達や学びの連続性及び 幼稚園での生活と家庭など での生活の連続性を確保
- 〇子育て支援と教育課程に係 る教育時間の終了後等に行 う教育教育活動は、その内 容や意義を明確化する。
 - ○幼稚園が地域の幼児教育セ ンターとしての機能を果た すよう努める。
 - 〇幼稚園と小学校の円滑な 接続のための連携図るよ うにすること。

平成20年 3月28日

小学校学習指導要領改訂 告示

〇生きる力の育成

- 〇教育の目標に新たに規定された内容
 - 能力の伸長、創造性、職業との関連重視
 - ・公共の精神、社会の形成に参画する態度
 - ・生命や自然の尊重、環境の保全
 - ・伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、 他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

〇第1章総則

・学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や 地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること と。また、<u>小学校間、幼稚園や保育所、中</u>学校及び特別支援学校な <u>どとの間の連携や交流を図るとと</u>もに、障害のある幼児児童生徒と の交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

平成20年 3月28日

保育所保育指針改定 告示

○厚生労働大臣による「告示化」 生

〇保育所の役割

・ 養護と教育の一体的実施

- 〇環境を通して子どもの保育を 総合的に行う。
- ○保護者への支援
- 〇保育内容の改善・質の向上
- 〇第4章 保育の計画及び評価 小学校との連携を図るよう配 慮すること

北区 21年4月~23年3月 (3年間)

都教委から研究委託を受け

- ・就学前教育プログラムと就学 前教育カリキュラムの実証 研究実施
- 10 東京都教育委員会
- 平成23年3月
- 〇「就学前教育カリキュラム」発行

(園長・主任・担任) (3)保育所公開保育開始・保育所訪問

平成21年4月

子ども家庭部 保育課に就学前教育

(1) 保幼小交流事業•交流給食開始

保育アドバイザー配置(2名)

(予算化)

12 北区 平成22年4月開始

きらきらO年生応援プロジェクト設置

|1 年目(2 2年度)

- 連絡協議会、連絡協議会における開発連 絡会設置
- ・保幼小3グループで実証研究開始
- •保幼小交流事業 研修会実施 公開保育

2年目(23年度)

- カリキュラム検討委員会・部会設置
- ・新規保幼3グループ実証研究開始
- 保幼小連携実践報告書発行24年2月
- 保幼小連携実践報告会開催
- ・平成23年度版保幼小接続期カリキュラム 発行~接続期の教育の充実~24年3月

|3年目(24年度)

- ・カリキュラム事例検討部会
- ・北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期 カリキュラム発行・説明会開催25年3月
- 新規コーディネーター派遣開始

4年目(25年度)

• 新規 4 歳児担任研修会開始

5年目(26年度)

• 新規北区小学校プレセミナー開催予定

平成 20 年 8 月報告(19年12月検討委員会設置)

北区就学前教育保育検討委員会(報告書)

・「子どもたちの育つ姿」 冊子発行

厚

労

働

- ○就学前教育保育は、早期教育ではなく遊びをとおして学ぶ大切 さを伝える必要がある。
- 〇北区の目指すべき就学前教育保育のあり方 \boxtimes
 - は、就学前の北区の子どもが、幼稚園・保育所等において共通 性のある就学前教育保育を受け健全で心豊かに成長するための 環境つくりをすることが望まれる。
 - ○「子どもの育つ姿」を踏まえ、幼稚園では教育課程、保育所で は保育課程の編成と幼稚園、保育所の連携を推進し、幼保協働 による一貫した教育課程・保育課程の編成をする必要がある。
 - 〇小学校と就学前施設との連携
 - ○障害児支援教育保育の統一的・総合的な支援システムをつくる
 - ・区立幼稚園に4歳児の障害児受け入れ枠が必要である。→22 年度から4歳児枠有
 - ○在宅時支援の強化
 - ○幼保一元化施設は国の動向を見定めて取り組みを行うことが望 まれる。

平成22年10月

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する 調査研究協力者会議(報告)

(1) 幼児期の教育と小学校の教育の関係を「連続性・一貫性」

- で捉える考え方を示す。
- (2) 幼児期と児童期をつながりで捉える工夫を示す ・幼児期の終わりから児童期(低学年)は学び・生活上・
- ・児童期は、「学力の三つの要素」を育成

精神な的な三つの自立を育成

- (3) 幼小接続の取り組みを進めるための方策を示す
 - ・連携・接続の体制つくり (教育委員会の役割大)

平成23年6月3日学校教育法の改正(法律第六十一号公布)

- ○学校の定義を子供の発達の連続を踏まえて「幼稚園」を一番初 めに明記する。 国
 - ○幼稚園教育の目的を、義務教育及びその後の教育の基礎を培う
 - ものとして明記した。

文 部

科

学

省

3

玉

文

部 科

学

省

梅木小・うめのき幼・西が丘 保の1校2園で研究実施

- 平成22年2月 〇「就学前プログラム」発行
- 11 北区 平成22年2月 北区教育ビジョン2010 策定
- 重点施策16に
- 「就学前教育・保育の充実」が 明記される。

平成 22 年3月

北区基本計画2010 策定

○4つの重点施策の一番目 「子ども」・かがやき戦略、

2-6未来を担う人づくり

<学校教育・青少年の項>に 「幼児教育の充実」が示され

「きらきら〇年生応援プロジ

ェクト」が計画事業とされる。

(2) 保育士・教員研修会実施

8 北区

資料7

二十三区の状況(区立幼稚園等)

区名	合 計	瀬 数	併設	区分	学級数	園児数	1学級定員	備考	担当課係
T.44 m	0	4	4	3歳児	12	226		20名定員:3園 35名定員:4園 45名定員:1園	子ども支援調
千代田	8	4	4	4歳児 5歳児	9	209 212	備考参照	20名定員:2園 35名定員:5園 50名定員:1園 20名定員:1園 35名定員:6園 50名定員1園	支援係
				合 計	30	647	加与参照	20 年 年 月 1	
				3歳児	28	536	25	1学級定員は原則20名だが、やむを得ない場合25名まで受け入れること有り	
中央 16	16	6	10	4歳児	20	477	35	1学級定員は原則30名だが、やむを得ない場合35名まで受け入れること有り	学務課学事
				5歳児	20	478	35	With one than to	係
				合 計 3歳児	68 8	1,491 205	備考参照	※うち、3園休園中 (3歳児) 20名定員-3園 25名定員-1園 30名定員-4園	
港	12	7	5	4歳児	17	368	備考参照	(3歲児) 20名定員-3園 25名定員-1園 30名定員-4園 (4歳児) 20名定員-1園 25名定員-11園	学務課学校
76	12			5歳児	17	372	備考参照	(5歳児) 20名定員-1園 25名定員-11園	運営支援係
				合 計	42	945			
		_		3歳児	13	213		30名定員-1園(1学級)	学校運営課
新 宿	19	5	14	4歳児	19	368		25名定員-1園(2学級)	保健給食・
				5歳児 合 計	19 51	339 920	30.25	25名定員-1園(2学級) 独立園のうち3園は子ども園、他併設6園休園中	幼稚園係
				3歳児	6	126	20		
文 京	10	10	0	4歳児	15	367	26	/	学務課学事
				5歳児	15	349	26	n .	子 伤味子事
				合計	36	842	20		
ムま	12	9	3	3歳児 4歳児	12 12	242 259	20 30		
台 東	12	9	3	5歳児	12	237	30		学務課学事件
				合 計	36	738		独立園のうち1園はこども園	
				3歳児	0	0	0	Abresian -) 3 challenge Ohm	学務課
墨田	7	3	4	4歳児	7	220	35		事務担当
		1	1	5歳児	7	187	35		I
			-	合 計	14	407			
江 東	20	13	7	3歳児 4歳児	0 35	924	0 30		学務課幼児
山木	40	10	Ι '	5歳児	34	958	30		子/房研列元 教育担当
			1	合 計	69	1,882	50		I
				3歳児	0	0	0		
品 川	9	7	2	4歳児	10	318	35		保育課
				5歳児	10	339	35		入園相談係
				合 計 3歳児	20	657 20	70 20	・2園はこども園へ移行	
目 黒	5	2	3	4歳児	3	102	35		
н ж	Ů			5歳児	5	152		・2 園は廃園	学校運営課学事份
				合 計	9	274		(平成25年度末 からすもり、ふどう)	
				3歳児					
大 田	0	0	0	4歳児				H20年度末で区立幼稚園全園廃園	
				5歳児 合 計	0	0			
				3歳児	0	0	0		学務課
世田谷	9	0	9	4歳児	18	566	34		学事係
				5歳児	18	528	34		
				合 計	36	1,094			
art w	C	2	4	3歳児	0 5	110		2園は幼保一元化施設	产业和
渋 谷	6	2	4	4歳児 5歳児	6	132	35	山谷幼稚園・千駄谷幼稚園の5歳児の定員は30名	学務課 学事係
				合 計	11	242	30		1 7 11
				3歳児	2	32	16		保育園·幼稚
中 野	2	2	0	4歳児	2	54	32		園分野
				5歳児	2	50	32		入園相談担 当
				合 計 3歳児	6 3	136 54		学級定員 18名-3園	=
杉並	6	0	6	4歳児	8	236		学級定員 35名-4園·32名-2園	保育課
,	_	_	_	5歳児	8	232		学級定員 35名-4園·32名-2園	子供園担当
				合 計	19	522			
曲点	0	0	_	3歳児	0	0	0	쓰셨다면 20년	774 Treven 201. 2m
豊島	3	3	0	4歳児 5歳児	3	70 82		学級定員 30名 学級定員 30名	学校運営課 学事係
				合計	6	152	30	ナWKC貝 30/4	工士区
				3歳児	0	0	0		
北	6	3	3	4歳児	7	153	30(33)		学校支援課
			1	5歳児	7	169	32(35)	以1分位与日 位置性图本5图 150 55中日	学校支援係
			-	合計	14	322	10 20 25	※1学級定員 経過措置で3園が33.35定員	学教鈿
荒 川	9	6	3	3歳児 4歳児	9 12	199 276	10, 30, 35 21(22), 35	こども園3歳児は1学級で定員10人 こども園4歳児は2学級で定員43人	学務課 学事第一係
714 7'T	J			5歳児	12	248		こども園5歳児は2学級で定員43人	1 - M N
			<u></u>	合 計	33	723	, ,, -0	独立園のうち1園はこども園	
1 = 2.5				3歳児	0	0	0		学務課
板 橋	2	1	1	4歳児	3	58	35		幼稚園学校
		1	1	<u>5歳児</u> 合 計	3 6	66 124	35		運営係
	-		 	3歳児	0	0	0		
練馬	5	5	0	4歳児	9	206	26 • 28	学級定員 26名- 1園· 28名- 4園	学務課
,			1	5歳児	12	230	26 • 28		学事係
		ļ		合 計	21	436			⇒ 1×1 ×′···
	C			3歳児	0	0	0		子ども家庭
足立	2	2	0	4歳児 5歳児	2	40 43	25		課幼児教育 係
			1	5 献 児 合 計	4	43 83	25		DIS.
			t	3歳児	0	0	0		学務課学事
葛 飾	3	3	0	4歳児	3	65	30		係
•			1	5歳児	4	85	35		I
				合 計	7	150			24.76-2m W -1
					Δ.	0	0		学務課学事
オーコロー	4	0	1	3歳児	0				
江戸川	4	3	1	3歳児 4歳児 5歳児	7	173 215	35 35		係



幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内 閣 府 文部科学省告示第1号 厚生労働省

平成26年4月30日

目次

- 第1章 総則
 - 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
 - 第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
 - 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
- 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項
 - 第1 ねらい及び内容

健康

人間関係

環境

言葉

表現

- 第2 保育の実施上の配慮事項
- 第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項
 - 第1 一般的な配慮事項
 - 第2 特に配慮すべき事項

第1章 総 則

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

1 教育及び保育の基本

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を 十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであるこ とを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生 活が展開されるようにすること。
- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれ

た発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して,遊びを通して の指導を中心として第2章の第1に示すねらいが総合的に達成される ようにすること。

(4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、保育教諭等は、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

2 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

なお、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育 及び保育の目標については、小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、 その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満3歳未 満の園児の保育にも当てはまることに留意すること。

第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法(平成18年法律第120号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

- 1 幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならない。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるなどの乳幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持って充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。
- 2 幼保連携型認定こども園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- 3 幼保連携型認定こども園の1日の教育課程に係る教育時間は,4時間を標準とすること。ただし、園児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。
- 4 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、この章の第2の3に規定する教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮すること。

第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行うに当たっては,次

の事項について特に配慮しなければならない。

- 1 当該幼保連携型認定こども園に入園した年齢により集団生活の経験年数が異なる園児がいることに配慮する等,0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- 2 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、 保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短,入園時期や登園日 数の違いを踏まえ,園児一人一人の状況に応じ,教育及び保育の内容や その展開について工夫をすること。特に,入園及び年度当初においては、 家庭との連携の下,園児一人一人の生活の仕方やリズムに十分に配慮し て一日の自然な生活の流れをつくり出していくようにすること。
- 3 環境を通して行う教育及び保育の活動の充実を図るため、幼保連携型 認定こども園における教育及び保育の環境の構成に当たっては、乳幼児 期の特性を踏まえ、次の事項に留意すること。
 - (1) 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の園児の発達の特性を踏まえ、満3歳未満の園児については特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の園児については同一学年の園児で編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。
 - (2) 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ,園児の生活が安定するよう,家庭や地域,幼保連携型認定こども園における生活の連続性を確保するとともに,一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の園児については睡眠時間等の個人差に配慮するとともに,満3歳以上の園児については集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。
 - (3) 家庭や地域において異年齢の子どもとかかわる機会が減少している ことを踏まえ、満3歳以上の園児については、学級による集団活動と ともに、満3歳未満の園児を含む異年齢の園児による活動を、園児の

発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫を すること。

- 4 養護の行き届いた環境の下生命の保持や情緒の安定を図るため、幼保 連携型認定こども園における教育及び保育を展開するに当たっては、次 の事項に留意すること。
 - (1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとと もに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られ るようにするため、次の事項に留意するものとする。
 - ア 園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。
 - イ 家庭との連携を密にし、学校医等との連携を図りながら、園児の 疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及 び向上に努めること。
 - ウ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的なかかわりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにすること。
 - エ 園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。
 - (2) 園児一人一人が安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにするとともに、周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにし、心身の疲れが癒やされるようにするため、次の事項に留意するものとする。
 - ア 園児一人一人の置かれている状態や発達の過程などを的確に把握し、園児の欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉掛

けを行うこと。

- イ 園児一人一人の気持ちを受容し、共感しながら、園児との継続的 な信頼関係を築いていくこと。
- ウ 保育教諭等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動 し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つ ことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けること。
- エ 園児一人一人の生活のリズム,発達の過程,在園時間などに応じて,活動内容のバランスや調和を図りながら,適切な食事や休息がとれるようにすること。
- 5 園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本であることから、次の事項に留意するものとする。

(1) 健康支援

- ア 健康状態や発育及び発達の状態の把握
 - (ア) 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の 健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、ま た、必要に応じて随時、把握すること。
 - (イ) 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を 観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合に は、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対 応を図ること。
 - (ウ) 園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「要保護児童対策地域協議会」という。)で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

イ 健康増進

(ア) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法(昭和

- 33年法律第56号)第5条の学校保健計画を作成する際は、全ての職員がそのねらいや内容を明確にしながら、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。
- (イ) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条 第1項の健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条におい て準用する学校保健安全法第14条の措置を行い、教育及び保育に 活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活 用できるようにすること。

ウ 疾病等への対応

- (ア) 在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- (イ) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- (ウ) 園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしておくこと。
- (2) 環境及び衛生管理並びに安全管理

ア環境及び衛生管理

(ア) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環

境の維持に努めるとともに,施設内外の設備,用具等の衛生管理 に努めること。

(イ) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、園児及び職員が手洗い等により清潔を保つようにすること。

イ 事故防止及び安全対策

- (ア) 在園時の事故防止のために,園児の心身の状態等を踏まえつつ, 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の 学校安全計画の策定等を通じ,職員の共通理解と体制づくりを図 るとともに,家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこ と。
- (イ) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条 の危険等発生時対処要領に基づき,災害や事故の発生に備えると ともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不 測の事態に備え必要な対応を図ること。また,園児の精神保健面 における対応に留意すること。

(3) 食育の推進

幼保連携型認定こども園における食育は、健康な生活の基本としての 食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項 に留意するものとする。

- ア 園児が生活と遊びの中で, 意欲を持って食にかかわる体験を積み 重ね, 食べることを楽しみ, 食事を楽しみ合う園児に成長していく ことを期待するものであること。
- イ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。

- ウ 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員とのかかわりや、調理室など食に関する環境に配慮すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。
- エ 体調不良,食物アレルギー,障害のある園児など,園児一人一人 の心身の状態等に応じ,学校医,かかりつけ医等の指示や協力の下 に適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合 は、専門性を生かした対応を図ること。
- 6 保護者に対する子育ての支援に当たっては、この章の第1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を踏まえ、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育ての支援について相互に有機的な連携が図られるよう、保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
 - ア 園児の送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など 日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用して行うこと。
 - イ 園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護 者との相互理解を図るよう努めること。
 - ウ 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の 子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会に おける家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経 験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の 生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まる ように配慮すること。
 - エ 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努めること。

- オ 地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了 後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、園児の心身の負担に配慮するとともに、地域の実態や保護 者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日 数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。その際、教育を行う標準的な時間の活動と保育を必要とする園児に対する教育 を行う標準的な時間終了後の保育における活動との関連を考慮する こと。
- カ 園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機 関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよ う努めること。
- キ 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて 個別の支援を行うよう努めること。
- ク 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。
- (2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援
 - ア 幼保連携型認定こども園において、認定こども園法第2条第12項 に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定 こども園が持つ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域にお いて必要と認められるものを適切に実施すること。
 - イ 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

この章に示すねらいは、幼保連携型認定こども園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを園児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼保連携型認定こども園における生活の全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

この章に示すねらい及び内容は、主として教育にかかわるねらい及び内容であり、保育の実施に当たっては、園児一人一人の発達の過程やその連続性を踏まえ、この章の第1に示すねらい及び内容を柔軟に取り扱うとともに、この章の第2に示す保育の実施上の配慮事項を踏まえなければならない。その際、教育及び保育の内容が相互に関連を持つよう留意する必要がある。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、 具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

第1 ねらい及び内容

健康

[健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。]

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康,安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 保育教諭等や友達と触れ合い、安定感を持って行動する。
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (5) 保育教諭等や友達と食べることを楽しむ。
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける。
- (7) 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。
- (8) 幼保連携型認定こども園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。
- (9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。
- (10) 危険な場所, 危険な遊び方, 災害時などの行動の仕方が分かり, 安全に気を付けて行動する。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては,次の事項に留意する必要がある。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、 園児が保育教諭等や他の園児との温かい触れ合いの中で自己の存在感 や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を 促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動 かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2) 様々な遊びの中で、園児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構

えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

- (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の 発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くよう にすること。その際、園児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などの 工夫をすること。
- (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、園児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育教諭等や他の園児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては,家庭での生活経験に配慮し, 園児の自立心を育て,園児が他の園児とかかわりながら主体的な活動 を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。

人間関係

他の人々と親しみ,支え合って生活するために,自立心を育て,人とかかわる力を養う。

1 ねらい

- (1) 幼保連携型認定こども園の生活を楽しみ,自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

2 内容

- (1) 保育教諭等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。
- (2) 自分で考え,自分で行動する。
- (3) 自分でできることは自分でする。
- (4) いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちを

持つ。

- (5) 友達と積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。
- (6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。
- (7) 友達のよさに気付き,一緒に活動する楽しさを味わう。
- (8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見いだし、工夫したり、 協力したりなどする。
- (9) よいことや悪いことがあることに気付き,考えながら行動する。
- (10) 友達とのかかわりを深め、思いやりを持つ。
- (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き,守ろうとする。
- (12) 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。
- (13) 高齢者を始め地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな 人に親しみを持つ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 保育教諭等との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかかわる基盤となることを考慮し、園児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、園児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。
- (2) 園児の主体的な活動は、他の園児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、園児はその中で互いに必要な存在であることを認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかかわる力を育てていくようにすること。特に、園児が自己を発揮し、保育教諭等や他の園児に認められる体験をし、自信を持って行動できるようにすること。
- (3) 園児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるため、集団 の生活の中で、自ら行動する力を育てるようにするとともに、他の園 児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する

喜びを味わうことができるようにすること。

- (4) 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、園児が他の園児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまずきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。
- (5) 集団の生活を通して、園児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、園児が保育教諭等との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。
- (6) 高齢者を始め地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い,自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ,共感し合う体験を通して,これらの人々などに親しみを持ち,人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また,生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き,家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

環境

「周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり,それらを生活 に取り入れていこうとする力を養う。

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。
- (2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、 それを生活に取り入れようとする。

(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

2 内容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心を持つ。
- (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (4) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。
- (5) 身近な動植物に親しみを持って接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。
- (6) 身近な物を大切にする。
- (7) 身近な物や遊具に興味を持ってかかわり、考えたり、試したりして 工夫して遊ぶ。
- (8) 日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。
- (9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。
- (10) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心を持つ。
- (11) 幼保連携型認定こども園内外の行事において国旗に親しむ。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 園児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好 奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気 付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にするこ と。特に、他の園児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや 楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。
- (2) 乳幼児期において自然の持つ意味は大きく,自然の大きさ,美しさ, 不思議さなどに直接触れる体験を通して,園児の心が安らぎ,豊かな 感情,好奇心,思考力,表現力の基礎が培われることを踏まえ,園児 が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫をすること。

- (3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなど を通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なか かわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にす る気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。
- (4) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で園児自身の必要感に基づく体験を大切にし、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

言 葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育教諭等や友達と心を通わせる。

2 内容

- (1) 保育教諭等や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみを持って聞いたり、話したりする。
- (2) したり, 見たり, 聞いたり, 感じたり, 考えたりなどしたことを自 分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと,してほしいことを言葉で表現したり,分からないこと を尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しみを持って日常の挨拶をする。

- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 言葉は、身近な人に親しみを持って接し、自分の感情や意志などを 伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得 されていくものであることを考慮して、園児が保育教諭等や他の園児 とかかわることにより心を動かすような体験をし、言葉を交わす喜び を味わえるようにすること。
- (2) 園児が自分の思いを言葉で伝えるとともに、保育教諭等や他の園児 などの話を興味を持って注意して聞くことを通して次第に話を理解す るようになっていき、言葉による伝え合いができるようにすること。
- (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付けたり、想像 を巡らせたりするなど、楽しみを十分に味わうことによって、次第に 豊かなイメージを持ち、言葉に対する感覚が養われるようにすること。
- (4) 園児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えた ことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心を持つ ようにすること。

表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな 感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。

(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

2 内容

- (1) 生活の中で様々な音,色,形,手触り,動きなどに気付いたり,感じたりするなどして楽しむ。
- (2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。
- (3) 様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。
- (4) 感じたこと、考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由に かいたり、つくったりなどする。
- (5) いろいろな素材に親しみ、工夫して遊ぶ。
- (6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。
- (7) かいたり, つくったりすることを楽しみ, 遊びに使ったり, 飾ったりなどする。
- (8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 豊かな感性は、自然などの身近な環境と十分にかかわる中で美しい もの、優れたもの、心を動かす出来事などに出会い、そこから得た感 動を他の園児や保育教諭等と共有し、様々に表現することなどを通し て養われるようにすること。
- (2) 乳幼児期における自己表現は素朴な形で行われることが多いので、 保育教諭等はそのような表現を受容し、園児自身の表現しようとする 意欲を受け止めて、園児が生活の中で乳幼児期らしい様々な表現を楽 しむことができるようにすること。
- (3) 生活経験や発達に応じ、自ら様々な表現を楽しみ、表現する意欲を十分に発揮させることができるように、遊具や用具などを整えたり、

他の園児の表現に触れられるよう配慮したりし、表現する過程を大切にして自己表現を楽しめるように工夫をすること。

第2 保育の実施上の配慮事項

1 乳児期の園児の保育に関する配慮事項

- (1) 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、園児一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
- (2) 園児一人一人の生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育教諭等が応答的にかかわるように努めること。
- (3) 乳児期の園児の保育に関する職員間の連携や学校医との連携を図り、第1章の第3の5に示す園児の健康及び安全に関する配慮事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等、養護教諭や看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。
- (4) 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。
- (5) 担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項

- (1) 特に感染症にかかりやすい時期であるため、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
- (2) 食事,排泄,睡眠,衣類の着脱,身の回りを清潔にすることなど, 生活に必要な基本的な習慣については,園児一人一人の状態に応じ, 落ち着いた雰囲気の中で行うようにし,園児が自分でしようとする気 持ちを尊重すること。
- (3) 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。

- (4) 園児の自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育教諭等が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達とのかかわり方を丁寧に伝えていくこと。
- (5) 情緒の安定を図りながら、園児の自発的な活動を促していくこと。
- (6) 担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達の過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

3 満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項

- (1) 生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮すること。
- (2) 園児の情緒が安定し,自己を十分に発揮して活動することを通して, やり遂げる喜びや自信を持つことができるよう配慮すること。
- (3) 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、 体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外 にも向くようにすること。
- (4) けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮すること。
- (5) 生活や遊びを通して、きまりがあることの大切さに気付き、自ら判断して行動できるよう配慮すること。
- (6) 自然と触れ合う中で、園児の豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然とのかかわりを深めることができるよう工夫をすること。
- (7) 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、園児の話し掛けに応じるよう心掛けること。また、園児が仲間と伝え合ったり、話し合ったりすることの楽しさが味わえるようにすること。
- (8) 感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意 工夫を凝らして自由に表現できるよう、保育に必要な素材や用具を始 め、様々な環境の設定に留意すること。

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が自ら意欲を持って環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

幼保連携型認定こども園においてはこのことを踏まえ,乳幼児期にふさわ しい生活が展開され,適切な指導が行われるよう,次の事項に留意して調和 のとれた組織的,発展的な指導計画を作成し,園児の活動に沿った柔軟な指 導を行わなければならない。

第1 一般的な配慮事項

- 1 指導計画は、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。また、指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにすること。
 - (1) 具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。
 - (2) 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、園児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、園児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

(3) 園児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

その際,園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導 の過程についての反省や評価を適切に行い,常に指導計画の改善を図る こと。

- 2 園児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや保育教諭等との触れ合い を通して幼保連携型認定こども園の生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的を持って幼保連携型認定こども園の生活を展 開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられ ていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展 開されるようにすること。また、園児の入園当初の教育及び保育に当た っては、既に在園している園児に不安や動揺を与えないようにしつつ、 可能な限り個別的に対応し、園児が安定感を得て、次第に幼保連携型認 定こども園の生活になじんでいくよう配慮すること。
- 3 園児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身 の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされ る体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結 び付き、幼保連携型認定こども園の生活が充実するようにすること。
- 4 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、園児の生活のリズムに配慮し、園児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。
- 5 園児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開され

るものであるが、いずれの場合にも、幼保連携型認定こども園全体の職員による協力体制をつくりながら、園児一人一人が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

- 6 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様なかかわりを持つことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。
- 7 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第2 特に配慮すべき事項

- 1 園児の発達の個人差,入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差,家庭環境等を踏まえ,園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の園児については,大人への依存度が極めて高い等の特性があることから,個別的な対応を図ること。また,園児の集団生活への円滑な接続について,家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。
- 2 園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育を展開する際には、次の 事項に留意すること。
 - (1)満3歳未満の園児については,園児一人一人の生育歴,心身の発達, 活動の実態等に即して,個別的な計画を作成すること。
 - (2) 満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
 - (3) 異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成

ができるよう配慮すること。

- 3 一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏ま え,活動と休息,緊張感と解放感等の調和を図るとともに,園児に不安 や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- 4 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ること のできる環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間 は園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならない よう配慮すること。
- 5 長時間にわたる保育については、園児の発達の過程、生活のリズム及 び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家 庭との連携などを指導計画に位置付けること。
- 6 障害のある園児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- 7 園児の社会性や豊かな人間性を育むため、地域や幼保連携型認定こども園の実態等により、特別支援学校などの障害のある子どもとの活動を 共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。
- 8 健康状態,発達の状況,家庭環境等から特別に配慮を要する園児について,一人一人の状況を的確に把握し,専門機関との連携を含め,適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- 9 行事の指導に当たっては、幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与え、園児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事については教育的及び保育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、園児の負担にならないようにする

こと。

- 10 園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図ること。
- 11 園児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりを持つものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼保連携型認定こども園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、園児が豊かな生活体験を得られるように工夫をすること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮すること。